



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*56 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課) ..... 2

### ○ 教育委員会規則

\*12 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 ..... 7

\*13 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 ..... 7

\*14 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則 ..... 7

### ○ 告示

1135 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) ..... 8

1136 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課) ..... 9

1137 六箇井土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) ..... 9

1138 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) ..... 9

1139 保安林の指定 ( " ) ..... 9

1140 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 ( " ) ..... 10

1141 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 ( " ) ..... 11

1142 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 12

1143 道路の供用開始 ( " ) ..... 12

1144 道路の区域変更 ( " ) ..... 12

1145 道路の供用廃止 ( " ) ..... 13

1146 道路の区域変更 ( " ) ..... 13

1147 道路の供用開始 ( " ) ..... 13

1148 道路の区域変更 ( " ) ..... 14

1149 道路の供用開始 ( " ) ..... 14

1150 道路の区域変更 ( " ) ..... 14

1151 道路の供用開始 ( " ) ..... 15

1152 道路の区域変更 ( " ) ..... 15

1153 道路の供用開始 ( " ) ..... 15

1154 道路の区域変更 ( " ) ..... 16

1155 道路の供用開始 ( " ) ..... 16

1156 道路の区域変更 ( " ) ..... 16

1157 道路の供用開始 ( " ) ..... 17

1158 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 17

1159 " ( " ) ..... 18

1160 小峰台建築協定の認可 (建築住宅課) ..... 18

1161 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部) ..... 18

### ○ 公安委員会告示

47 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 ..... 19

## 規 則

## 和歌山県規則第56号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公共職業能力開発施設」の次に「若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定を受けた職業訓練施設（以下「職業能力開発施設等」という。）」を加え、「（以下「公共職業訓練」という。）」を削り、「を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び」を「又は」に改め、「職場適応訓練」の次に「（以下「職業訓練等」という。）」を加え、同条第2項中「ついている」を「就いている」に改める。

第4条第1項及び第2項ただし書中「訓練」を「職業訓練等」に改める。

第5条第1項、第6条第1項第1号及び第7条第1項中「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第8条第1項中「訓練を」を「職業訓練等を」に改め、同条第2項中「訓練」を「職業訓練等」に改め、同条第3項中「公共職業訓練」を「職業訓練等」に、「職業能力開発施設」を「職業能力開発施設等」に、「職業訓練の」を「職業訓練等の」に改める。

第11条第1項中「、当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。）を経由して」を削り、同条第3項中「、当該職業訓練を行う施設の長を経由して、」を削る。

第12条第1項中「別記第3号様式」を「別記第3号様式又は別記第3号様式の2」に改め、「、当該職業訓練を行う施設の長を経由して」を削る。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（書類の経由及び提出）

第13条 この規則の規定により知事に提出する書類は、職業訓練等を行う施設の長（当該職業訓練等が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。）を経由しなければならない。ただし、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項の認定を受けた職業訓練施設が行う職業訓練等を受講する者が、知事に提出する書類は、直接知事に提出するものとする。

別記第1号様式から別記第1号様式の3までを次のように改める。

別記第 1 号様式(第 11 条関係)

訓練手当受給資格認定申請書

和歌山県知事 様

年 月 日  
 申請者氏名 印  
 (記名押印又は署名)

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類(該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
② 申 請 者 の 状 況	ふりがな	(性別)	(生年月日)			
	氏名	男・女	年 月 日生(満 歳)			
住所又は居所	(入校前)					
	(入校後)					
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家 族 の 状 況	氏 名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
④求職者給付等の受給資格又は生活保護の受給 無 ・ 有 (該当するものに○)						
雇用保険求職者手当		国家公務員等失業者退職手当		生活保護		
その他( )						
職 業 能 力 開 発 施 設 等 証 明 欄	(入校年月日)	(訓練科目)	訓練期間	自	・	・
	年 月 日			至	・	・
	通所距離 ( km)	通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他( )				
寄宿舎の入居状況 入居( ・ ・ ) ・ 入居していない						
上記の申請者は職業訓練等を受講していることを証明する。 年 月 日 職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名) 印						
⑥(適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)						
出 身 都 道 府 県 処 理 欄	(類似の手当の受給)		(月額)	(受給期間)自 年 月 日		
	無・有( )		円	至 年 月 日		
添 付 書 類	受講指示書写	手帳等の写	通所届	入寮許可書等		
	口座振込書	雇用保険、生活保護等				
区 分	日額(月額)	認定年月日	指定口座			
基 本 手 当			金融機関名			
受 講 手 当			支店名			
通 所 手 当			口座番号			
寄 宿 手 当						
(備考)						

注意 ⑤職業能力開発施設等証明欄については、公共職業能力開発施設が行う職業訓練又は職場適用訓練を受講する場合に記載する。

別記第 1 号様式の 2 (第 11 条関係)

訓練手当受給資格認定申請書 (その2) (通所手当関係)							年 月 日	
和歌山県知事 様								
申請者 住所 氏名							印	
通所手当の支給を受けたいので下記により申請します。						通所の開始年月日 年 月 日		
順路	通所方法の別	区 間	距 離 (概 算)	所要時間 (概算)	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考	
1		住居から( 経由)まで	キロメ ートル	時間 分		円		
2		から( )まで	キロメ ートル	時間 分		円		
3		から( )まで	キロメ ートル	時間 分		円		
4		から( )まで	キロメ ートル	時間 分		円		
5		から( )まで	キロメ ートル	時間 分		円		
他に利用できる交通 機関等の名称及び利 用区間等						総通所距離(概算)		キロメートル
						総所要時間 (概算)		時間 分
						平均1箇月間の運 賃等の負担額		円
通所経路略図(経路朱線)				記入上の注意 1 この申請書には通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い徒歩、自転車、JR〇〇線等の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類欄」には、1 箇月定期、10 枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、1 箇月定期の額、10 枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。 5 備考欄には、定期券をもたない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入してください。 6 往路と帰路と異なる場合は、「備考欄」にその旨と理由を記入してください。 7 ※欄には、記入しないでください。				
※職業訓練等を行う施設の長の確認欄	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等使用 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用 <input type="checkbox"/> 非該当		算出の基礎となる交通機関等 交通機関等の名称 利用区間		定期券回数券 その他の別の額		1 箇月の運賃等の総額	
	理由		1				円	
			2				円	
			3				円	
			4				円	
			5				円	
			1 箇月の運賃等の額の総額				円	
年 月 日  職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名)							印	

注意 職業訓練等を行う施設の長の確認欄については、公共職業能力開発施設が行う職業訓練又は職場適用訓練を受講する場合に記載する。



別記第3号様式中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、「平成」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2 (第12条関係)

訓練手当支給請求書 ( 年 月分)	
和歌山県知事 様	
年 月 日	
住 所	
氏 名 印	
年 月分の訓練手当の支給を次のとおり請求します。	
訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
職業訓練等が行われなかった日数	日
職業訓練等を受けなかった日数	日
① やむを得ない理由による日数	日
①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
② やむを得ない理由のない日数	日
職業訓練等を受けた日数	日
家族と別居して寄宿していない日数	日
添付書類 (やむを得ない理由をする証明書等)	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 遅延証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ( )

内 訳		
基本手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
受講手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
通所手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
寄宿手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
合計額		日
当月請求額		円
保留額		円

職業能力開発施設証明欄																																					
右のカレンダーに該当する印を付けてください。																																					
(1) 職業訓練等が行われなかった日 = 印 (取消線) (2) 職業訓練等を受けなかった日 ① やむを得ない理由がある日 △印 ①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日 ▲印 ② やむを得ない理由がない日 ×印 (3) 職業訓練等が行われた日 ○印	月	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																															
8	9	10	11	12	13	14																															
15	16	17	18	19	20	21																															
22	23	24	25	26	27	28																															
29	30	31																																			
特記事項																																					
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名) 印																																					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

---

教育委員会規則

---

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の7第1項第2号中「並びに」を「及び」に、「、練習帳」を「又は練習帳」に改める。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(学校関係団体が徴収する会費等に関する事務処理)

第18条の4 校長は、保護者、職員等で構成する団体（以下この条において「学校関係団体」という。）から委任を受けた場合にあっては、学校関係団体が徴収する会費等の徴収、収納、管理及び支出に関する事務を処理することができるものとする。

第24条第1項中「しがたい」を「し難い」に改める。

第28条第4項中「さかのぼり」を「遡り」に改める。

第28条の2中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第31条第1項第3号中「通ちょう」を「通達」に改める。

第31条の4の見出し中「き損、亡失」を「毀損又は亡失」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月28日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第22条の3の次に次の1条を加える。

(学校関係団体が徴収する会費等に関する事務処理)

第22条の4 校長は、保護者、職員等で構成する団体（以下この条において「学校関係団体」という。）から委任を受けた場合にあっては、学校関係団体が徴収する会費等の徴収、収納、管理及び支出に関する事務を処理することができるものとする。

第41条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し又は」を「毀損し、又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月28日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則（平成16年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

（学校関係団体が徴収する会費等に関する事務処理）

第28条の2 校長は、保護者、職員等で構成する団体（以下この条において「学校関係団体」という。）から委任を受けた場合にあつては、学校関係団体が徴収する会費等の徴収、収納、管理及び支出に関する事務を処理することができるものとする。

第37条第1項第3号中「通ちょう」を「通達」に改める。

第40条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第1項中「き損し又は」を「毀損し、又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1135号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年9月19日指定した。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
一 般 書	ヤバイ植物の育て方	ISBN978-4-7783-1168-1	太田出版
一 般 書	ドラッグの教科書	ISBN4-88718-836-6	データハウス
一 般 書	マリファナ・X	ISBN4-8074-9518-6	第三書館
月 刊 誌	劇画マッドマックス 10月号	03369-10	コアマガジン
月 刊 誌	黄金のGT 10月号	12259-10	晋遊舎
月 刊 誌	アジアン王 10月号	11403-10	マイウェイ出版
月 刊 誌	俺の旅 10月号	02285-10	ミリオン出版
雑 誌	BLACKザ・タブー VOL.5	68465-50	ミリオン出版
コミック	drapドラ 10月号	16695-10	コアマガジン
コミック	絶対恋愛Sweet 10月号	15557-10	笠倉出版
コミック	コミックジュネ 10月号	13703-10	ジュネット

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。



## 和歌山県告示第1136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）御坊複合商業施設  
和歌山県御坊市菌字336番地1 他
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成24年9月28日から平成24年10月29日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年8月28日退任）

職名	氏名	住 所
監事	瀧本正義	和歌山市園部556番地

## 和歌山県告示第1138号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 新宮市熊野川町九重字大平1530の19、1530の20（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## 和歌山県告示第1139号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字瀬之奥1810、1818、1833、1834、1838
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬之奥1810（次の図に示す部分に限る。）、1818、1833、1834、1838（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1140号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

和歌山市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、海草振興局、和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

平成24年10月19日から平成25年3月31日まで

#### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 4 命令をしようとする理由

平成24年8月6日から平成24年9月28日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、

その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第1141号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

御坊市、印南町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、日高振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

平成24年10月19日から平成25年3月31日まで

#### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

#### 4 命令をしようとする理由

平成24年8月6日から平成24年9月28日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、

その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**和歌山県告示第1142号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字丹生字前畑226番1地先から同町大字丹生字森畑227番1地先まで	旧	5.10 ） 12.03	75.57	
同上	新	7.71 ） 12.60	75.57	

**和歌山県告示第1143号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字丹生字前畑226番1地先から同町大字丹生字森畑227番1地先まで

供用開始の期日 平成24年9月28日

**和歌山県告示第1144号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

田辺市龍神村甲斐ノ川字西田57 8番1地先から同市龍神村甲斐ノ 川字井ノサコ1360番1地先まで	旧	6.00 } 17.50	33.00	
--	---	--------------------	-------	--

**和歌山県告示第1145号**

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用廃止の区間 田辺市龍神村甲斐ノ川字西田578番1地先から同市龍神村甲斐ノ川字井ノサコ1360番1地先まで

供用廃止の期日 平成24年9月28日

**和歌山県告示第1146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市梶取字狐塚323番5地先 から同市梶取字狐塚325番4地先 まで	旧	10.40 } 10.95	18.40	
同上	新	10.70 } 13.30	18.40	

**和歌山県告示第1147号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市梶取字狐塚323番5地先から同市梶取字狐塚325番4地先まで  
 供用開始の期日 平成24年9月28日

**和歌山県告示第1148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字栖原字下地1494番1地先から同町大字栖原字下地1475番1地先まで	旧	12.70 } 18.80	100.00	
同上	新	8.75 } 11.80	85.00	

**和歌山県告示第1149号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字栖原字下地1494番1地先から同町大字栖原字下地1475番1地先まで

供用開始の期日 平成24年9月28日

**和歌山県告示第1150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル	
日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内	旧	4.00 } 12.90	71.90	
同上	新	7.20 } 23.20	74.20	

和歌山県告示第1151号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内

供用開始の期日 平成24年9月28日

和歌山県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字船津字間野400番1地先から同町大字船津字滝ノ本52番2地先まで	旧	6.40 } 14.30	658.30	
同上	新	6.40 } 14.30	658.30	
同上	新	11.70 } 47.80	640.00	滝ノ口橋 L=6.60

和歌山県告示第1153号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊美山線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字船津字間野400番1地先から同町大字船津字滝ノ本52番2地先まで

供用開始の期日 平成24年9月28日

**和歌山県告示第1154号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町清川字岡崎2531番1地先から同町清川字岡崎2530番地先まで	旧	4.40 } 10.20	61.20	
同上	新	9.30 } 14.50	61.20	

**和歌山県告示第1155号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字岡崎2531番1地先から同町清川字岡崎2530番地先まで

供用開始の期日 平成24年9月28日

**和歌山県告示第1156号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日



- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣 1215番9地先から同市中辺路町 真砂字門谷316番地先まで	旧	10.20 } 36.60	275.70	現道
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣 1215番11地先から同市中辺路町 真砂字門谷316番地先まで	旧	9.00	211.90	仮設道
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣 1215番9地先から同市中辺路町 真砂字門谷316番地先まで	新	10.20 } 36.60	275.70	現道
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣 1215番11地先から同市中辺路町 真砂字門谷316番地先まで	新	9.00	211.90	仮設道
田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣 1215番9地先から同市中辺路町 真砂字門谷316番地先まで	新	8.50 } 52.90	273.50	起点側仮設橋 L=57.0 終点側仮設橋 L=68.8

和歌山県告示第1157号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1215番9地先から同市中辺路町真砂字門谷316番地先まで

供用開始の期日 平成24年10月1日 正午

和歌山県告示第1158号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3173	岩出市金池字荒神127番の一部、128番の一部、129番2の一部、133番3の一部、水路、里道	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 24.9.18	6.00 12.55 } 6.00	63.61 13.96

和歌山県告示第1159号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3194	有田郡有田川町大字下津野 字反橋505番4の一部、506 番3、508番3、里道、水路	有田郡有田川町大字下津野 505番地3 光定正和	平成 24. 9. 19	4. 20	31. 29
				4. 20	3. 71
				6. 00	
				6. 00	12. 16

和歌山県告示第1160号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、小峰台建築協定を平成24年9月24日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1161号

和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東芝グループコンソーシアム  
(代表者)  
IBJL東芝リース株式会社  
東京都品川区大崎三丁目6番6号  
(構成員)  
東芝ソリューション株式会社  
東京都港区芝浦一丁目1番1号
- 5 落札金額  
88, 180, 165円（うち消費税及び地方消費税の額4, 199, 055円）

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年7月3日

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第47号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成24年9月28日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

#### 1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成24年11月14日（水）から同月16日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

#### 2 申請手続

##### (1) 申請の受付期間

平成24年10月9日（火）から同月16日（火）までの毎日（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

##### (2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

##### (3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

##### (4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,000円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める額

イ 技能検定員審査手数料

23,500円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係（電話073-473-0110 内線363）